

# 横浜市建築物環境配慮評価認証委員会設置要綱

制 定 平成 24 年 3 月 23 日

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市建築物環境配慮評価認証委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第 2 条 委員会は、横浜市建築物環境配慮評価認証制度要綱第 3 条の申請又は第 7 条第 1 項の届出に関し、評価内容の適正さ及び妥当性について、必要な意見を市長に具申することを目的とする。

2 市長は、具申された意見を聴き、認証を行う。

## (委員)

第 3 条 委員会の委員は、建築若しくは環境に関し学識経験を有する者又は市長が認める者のうちから市長が任命する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

5 委員会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条第2号の規定により非公開とする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、建築局建築指導部建築企画課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項及び市長が必要と認める事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。